

上天草市では平成28年9月より、**定住を目的に移住する方を支援するため**、上天草市移住支援助成金制度を設けました。助成金の種類は以下の4つで、1世帯最大で55万円までの助成を受けることが可能です。

* 詳しくは「上天草市移住支援助成金交付要綱」をご確認いただくとともに担当課までお問合せください。

住宅取得助成金



上天草市内に住宅を新築又は購入した場合、住宅1物件につき**20万円**を助成します。

<対象者>

* 転入日から起算して1年以内に本市内に住宅を新築もしくは購入した方、又は新築もしくは購入日から起算して1年以内に転入した方。

* 新築又は購入した住宅の登記名義人であること。

引越し費用助成金



引越しに要した費用の**3分の2に相当する額**を、10万円を上限に助成します。

<対象者>

* 本市へ移住（転入）する際、引越し事業者に荷物の搬送を依頼した方。

自動車購入助成金



購入に要した費用の**3分の2に相当する額**を、軽自動車で10万円、普通自動車で15万円を上限に、助成します。ただし、同一世帯につき1台までとします。

<対象者>

* 転入日時時点で車を所有していない世帯で、転入日から起算して1年以内に自動車を購入した方。

* 自動車の自動車検査証に所有者及び使用者として記載されている方。

普通自動車運転免許取得費用助成金



免許取得に直接要した費用の**2分の1に相当する額**を、10万円を上限に助成します。ただし、同一世帯につき1人までとします。

<対象者>

* 転入日から起算して1年以内に市内の自動車学校で教習を受けて普通自動車運転免許を取得した方。